

湖沼類型指定見直し（案）対象湖沼一覧表（項目別）

	見直し対象湖沼	現状の類型	達成期間	見直し後の類型	利用状況から 類型当てはめ	現状水質又は 将来水質の 達成の可能性	達成 期間	見直しの方向性
COD	栗駒ダム、 花山ダム、 釜房ダム	AA	イ	A	A	○	イ	・水域の利用目的の実態から AA→A 類型とする。 ・鳴子ダムについては利用状況から当てはめられるのは B 類型だが、現状の水質が上位類型（A）を達成しているため、A 類型に見直すこととする。 ・大倉ダムの達成期間を「イ」に見直し。
	鳴子ダム	AA	イ	A	B	○	イ	
	大倉ダム	AA	ロ	A	A	○	イ	
	漆沢ダム	AA	イ	A	A		ハ	・水域の利用目的の実態から AA→A 類型とする。 ・達成期間を「イ」→「ハ」に見直し。
	伊豆沼、 長沼ダム	B	イ	B	B	×	イ	・B 類型を維持とするが、ワカサギ（水産 2 級、A 類型）の漁業権設定魚種の商業的捕獲の可能性について地元関係者の意見を踏まえ判断する。 ・現在、伊豆沼で詳細な流域汚濁負荷調査を実施中のため、達成期間の見直しは見送り。
	南川ダム	A	ハ	A	A		ハ	・見直さない
	樽水ダム、 七北田ダム	A	イ	A	A	×	ハ	・達成期間を「イ」→「ハ」に見直し。
T-P	栗駒ダム	なし	—	なし		○	—	・現状水質及び将来予測値が、想定される類型の基準を満たしているため、指定しない。
	鳴子ダム	なし	—	なし	なし	—	—	・水域の利用目的の実態がないため指定しないが、アユ等の漁業権設定魚種の商業的捕獲の可能性について地元関係者の意見を踏まえ判断する。
	釜房ダム		二			×	二	・見直さない。現状の暫定目標値（0.015 mg/L）を維持
	伊豆沼、 長沼ダム	なし	—	なし	なし	—	—	・水域の利用目的の実態がないため指定しないが、漁業権設定魚種の商業的捕獲の可能性について地元関係者の意見を踏まえ判断する。
	大倉ダム		二			○	イ	・ 類型を維持。達成期間を「二」→「イ」に見直し。
	南川ダム、 七北田ダム		ハ			×	ハ	・見直さない。
T-N	伊豆沼	なし	—	なし		×	—	・漁業権設定魚種の商業的捕獲の可能性について地元関係者の意見を踏まえ判断する。 ・現在、伊豆沼で詳細な流域汚濁負荷調査を実施中のため、類型の新規指定は見送り。
	長沼ダム	なし	—	なし		○	—	・現状水質及び将来予測値が、想定される類型 の基準を満たしているため、指定の必要なし。 ・漁業権設定魚種の商業的捕獲の可能性について地元関係者の意見を踏まえ判断する。
	七北田ダム	なし	—				ハ	・ 類型を指定する。達成期間は「ハ」とする。